

令和5年5月31日

生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)

壬生町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性					
<p>本町の多くは、公共交通が存在しない地域が過半を占め、町民の移動手段については、自家用車に依存している現状である。高齢社会も年々進展している現在において、高齢者等交通弱者の移動支援を行う必要があり、交通弱者が危険を感じず、通院や買い物等の生活に必要な外出を安心して出来るよう、事業を実施する。</p>					
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果					
(1) 事業の目標					
<ul style="list-style-type: none"> ・本町の生活に合った、持続可能な地域公共交通を構築し、交通弱者の支援を図る。 ・利用者の満足度を高め、多くの方が利用する地域公共交通を目指す。 					
指 標	現 状 (R4. 4~R5. 3)		目 標 値		
			1 年 目 (R5. 10~R6. 9)	2 年 目 (R6. 10~R7. 9)	3 年 目 (R7. 10~R8. 9)
デマンドタクシー登録者数	6,868 人	→	7,021 人	7,174 人	7,327 人
町内の利用者数	7,134 人/年 29.4 人/日(243 日)	→	7,326 人/年 29.9 人/日(245 日)	7,387 人/年 30.4 人/日(243 日)	7,540 人/年 30.9 人/日(244 日)
運転免許証の自主返納者の促進	104 人/年	→	104 人/年	104 人/年	104 人/年

※デマンドタクシー登録者の目標値は令和4年4月から令和5年3月までの壬生町の登録者月平均が23.8人、死亡による登録抹消が月平均11人のため、登録者数は月12.8人増、年153人増で算出。

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>デマンドタクシーの運行により、町内の公共交通空白地が解消され、交通弱者の日常生活に必要な移動手段が確保される。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<p>(1) デマンドタクシー利用促進について デマンドタクシーの利用方法等について、広報誌・HPでの情報提供や、依頼に応じて老人会や町内各種団体を対象にした出前説明会を行い、利用促進を図る。(実施主体：壬生町)</p> <p>(2) 運転免許自主返納の促進について 運転免許を自主返納した町民に、デマンドタクシーの利用券を支給する。 (実施主体：壬生町)</p>
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者</p>
<p>表1を添付。</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>事業費から運行収入及び国庫補助金等を差し引いた額を壬生町で負担する。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<p>・利用者数や収支について、実績をふまえ数値指標によるモニタリング・評価を実施</p>
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u></p>

表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果

※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none">・平成25年6月3日 平成25年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。・平成26年6月4日 平成26年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。・平成27年5月29日 平成27年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。・平成28年1月26日 平成27年度第2回壬生町地域公共交通会議を開催し、試験運行結果に基づく本格運行(案)について、承認を受ける。・平成28年5月27日 平成28年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。・平成29年5月26日 平成29年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。・平成30年5月29日 平成30年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。・令和元年5月30日 令和元年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。・令和2年2月19日 令和元年度第3回壬生町地域公共交通会議を開催し、既存デマンドタクシー運行料金変更及び協力事業者変更の承認を受ける。・令和2年5月28日 令和2年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。・令和3年5月26日 令和3年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。・令和4年6月16日 令和4年度第1回壬生町地域公共交通会議を開催し、生活交通確保維持改善計画の承認を受ける。
19. 利用者等の意見の反映状況

○アンケート等について

- ・平成 23 年 10 月 町内 7,000 人を対象に、地域公共交通に関するアンケート調査を実施
- ・平成 23 年 10 月 地域公共交通に関する利用者アンケートをスーパーマーケット等で実施
- ・平成 24 年 2 月 壬生町地域公共交通総合連携計画について、にパブリックコメントを実施
- ・平成 25 年 11 月 利用登録者 500 人を対象に、利用満足度に関するアンケートを実施
- ・平成 26 年 12 月 利用登録者 300 人を対象に、利用満足度に関するアンケートを実施
- ・平成 31 年 2 月 本町在住の 18 歳以上の方の中から 500 人を対象に、利用満足度に関するアンケートを実施
- ・令和 2 年 10 月 本町在住の 18 歳以上の方の中から 1,000 人を対象に町内の公共交通のありかたに関するアンケートを実施

○地域住民及び利用者代表として、自治会連合会や老人クラブ、女性会等の代表が地域公共交通会議の構成員となっており、毎年開催する会議での意見を事業運営に反映している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 栃木県下都賀郡壬生町壬生甲 3841-1

(所 属) 総務部 総合政策課 企画調整係

(氏 名) 六本木 亮

(電 話) 0282-81-1813

(e-mail) sougo@town.mibu.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の 別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
栃木県 壬生町 下野市	壬生タクシー 有限会社	(1) 壬生町全域		壬生町内 ゆうがお パーク		往 km 復 km	161日 1,449回				区域運行	②(2)	東武鉄道駅(宇都宮線) 壬生駅・国谷駅・ おもちゃのまち駅・安塚 駅	③
	壬生観光自動車 有限会社	(2) 壬生町全域		壬生町内 ゆうがお パーク		往 km 復 km	163日 1,458回				区域運行	②(2)	東武鉄道駅(宇都宮線) 壬生駅・国谷駅・ おもちゃのまち駅・安塚 駅	③
	みどり交通 有限会社	(3) 壬生町全域		壬生町内 ゆうがお パーク		往 km 復 km	162日 1,467回				区域運行	②(2)	東武鉄道駅(宇都宮線) 壬生駅・国谷駅・ おもちゃのまち駅・安塚 駅	③
		(4)				往 km 復 km	日 回							
		(5)				往 km 復 km	日 回							

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載す
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	壬生町
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	19,458
交通不便地域等	6,797

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
6,797	壬生町全域(東武鉄道安塚駅・おもちゃのまち駅・国谷駅・壬生駅及び関東自動車(株) 獨協医科大学病院～おもちゃのまち駅線、(株)ティ・エイチ・エス 壬生町コミュニティバス「みぶーぶ」町内循環線・壬生高線、栃木市コミュニティバス「ふれあいバス」大宮国府線・金崎線、鹿沼市コミュニティバス「リーバス」運転免許センター線の停留所から半径1キロ以内を除く)	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
壬生町地域公共交通計画	R4.3.30	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2))(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(リ)に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)